

小畑委員資料

第5回再犯防止推進計画等検討会検討テーマ・意見

(29・6・28～更生保護法人両全会理事長小畑輝海メモ)

1 民間ボランティアの活動の促進等について(23条、24条)

(1) 民間ボランティアを多用した両全会の“人間性の回復”教育

対象者の中には、厳しい生育環境から肉親の愛情を十分受けられなかった者や、情操を養う文化的な環境に恵まれなかった者等が多い。これらの影響が精神的な負因として残り心の弱さの要因となって社会になじめなかった者が少なくない。

当会では、職員が生活指導や就労支援等の処遇の基本的部分を指導するが、情操面からの教育については職員の指導の外に、素晴らしい人格を持った保護司、更生保護女性会員、篤志面接委員等の多くの民間ボランティアの協力(現在40数名になる。)を受け人間性の回復を図っている。

*資料参照 人間性回復のための処遇システム

また、大学教授、臨床心理士、カウンセラー等の専門性を持った民間ボランティアの参加は、当会の各種離脱指導の推進の柱となっている。

人を再生させるには、最後は人の力である。人間力と人間愛を持った多様な民間ボランティアの参加は、数名の職員ではケア出来ない処遇の充実に優れて寄与している。

(2) 民間ボランティア活動促進上の問題点

- 素晴らしい民間ボランティアとの出会いは、日頃の人間関係の構築と目的や方向性を同じくする団体等との友好関係結ぶことに尽きる。また、東京保護観察所等から関係機関の紹介を受けるなどしている。

民間ボランティアの円滑な活動のためには、職員との協力体

制が必要である。民間ボランティア等の参加による人の出入りの増加と処遇の拡大は職員の負担も重くなる。

- 定期的に来られる民間ボランティアには、せめて交通費見合の実費が支給できないかと思う。
- 若者を含めた広い層から民間ボランティアとして継続的に協力を得るためには、人を立ち直させる喜びを感じてもらうことの体験が出来るかである。

2 広報・啓蒙活動の推進等について（22条）

（1）両全会の広報・啓蒙活動の状況

- 当会は、東京の中心にある女子施設ということで全国から保護司、更生保護女性会、民生委員、大学生等の幅広い団体・個人の見学や関係機関等の視察がある。その数は年間1、200人に達する。団体等の見学の場合は、申し込みに対して問題がなければ日程調整をし、説明・紹介ビデオ・所内見学と約1時間半のコースである。見学の件数が多いが当会の役割と職員も理解し更生保護の啓蒙活動として対応している。

マスコミからの取材依頼も新聞、テレビ、雑誌等年間平均10数件の依頼がある。法務省からの紹介が多いが直接の依頼には、法務省を通してもらう。

- 見学やマスコミの取材は、手間と神経を使う。特に、テレビについては気を使う。対象者は、基本的に取材を受けたくない、そっとしておいて欲しいのだ。本人の個人情報への厳守を説明し更生保護の啓蒙活動に協力を頼むが断られる場合もある。それは無理をしない。映像の出るテレビの取材は、対象者もナーバスになる。

特に、テレビの取材に当たって当会で気をつけているのは、短時間でカメラを回して撮影していく取材は断っている。もちろん企画の趣旨が更生保護の啓蒙等に役立つことが第一である。影響の大きいテレビの撮影は、十分に時間をかけて行い、同時に複数の社の取材は受けられない方針でやっている。

(2) “ 総論賛成！各論反対！ ” の壁をどう越えるか

- 政府の経済財政運営の基本方針である「骨太の方針」において矯正、更生保護が記載されるなど社会の理解は大きく進んでいる。再犯防止の必要性は、一般の社会の人は理解してくれる。～いわゆる総論賛成である。
しかし、ひとたび、更生保護施設等刑事施設関係の新築、改築になるとその地域の人から厳しい反対を受けることが多い。迷惑施設として反対される。～いわゆる各論反対である。
- 刑務所出所者等の実像に対する理解が出来にくいことが背景にあるのであろうが、新聞等で報道される凶悪な事件に結び付けられてしまう。当会の対象者は、障害や多くの負因を持っているが大部分の者は社会で自立したいと思っている者である。これらの者に手を差し伸べ社会的に再生させることが社会的にも経済性、合理性に合い人道的にも適うものである。このことを十分に啓蒙する必要がある。
- 当会の対象者は、大部分の者が刑務所出所者であるが、現場の第一線の施設としての実情を広報し啓蒙活動に協力している。現場の保護司等の関係職員や更生保護施設等の関係機関が“草の根活動”で現場周辺から広報・啓蒙活動を行うことが重要である。
具体的には、地域の了解を得ながら、地域主催の行事、例えば、夏祭りや清掃活動等に参加し地域の人々に更生保護施設の利用者の実像等を理解してもらうことも必要になってくるものと思われる。(地域の人々の知らないことからの拒絶を回避する工夫が必要)福祉との連携をとることは、社会の理解を得る上で良い実践活動となろう。
社会との結びつきの中で大きな役割を担っているのは、地方自治体である。より社会的に影響力がある地方自治体の理解と協力を得ることが今後、すぐれて必要となる、

「人間性の回復」のための処遇システム

**民間協力者による
各種教育・研修・教養指導(集団)**

- パソコン教室(週1回)
パソコン教室主宰者
- 書道教室(3か月に1回)
書道家・篤志面接委員
- 薬害防止教育(随時)
臨床心理士
- 常習窃盗離脱指導(リ・コネクト)(随時)
臨床心理士・保護司等
- 話し方教室(3か月に1回)
元テレビアナウンサー
- リハビリメイク・美容教室(1か月半に1回)
美容学校教授等
- 料理教室(年2回)
料理研究家
- ファッションショー(年1回)
洋裁教室主宰者
- 救急法(3か月に1回)
保護司・篤志面接委員
- 合唱教室(随時)
協力雇用主・篤志面接委員
- 誕生会(月1回)
渋谷区更生保護女性会・渋谷区BBS会等
- 講話(随時)
- 慰問行事(随時)
歌手公演等

日常指導(職員)

- 生活指導(毎日)～全員
職員
- 就労支援(毎日)～全員
就職情報誌 ハローワーク 協力雇用主
～全員
- 健康管理(毎日)～全員
職員
- 環境調整 住居・家族・福祉機関との調整等
～全員
- 給食管理(毎日)(平日～朝食・夕食)
全員そろって食事 ～全員
職員
- 健康保険・年金(随時)～全員
職員
- 高齢・障害者等処遇(随時)
(特別処遇対象者)
職員
- 薬物再乱用防止プログラム実施(随時)
職員
- 「リ・コネクト」カウンセラーとの連絡調整(随時)
職員
- 矯正施設での対象者面接(随時)
職員
- 保護観察官との連絡調整(随時)
職員

**民間協力者による
相談指導(個別)**

- 心理相談
臨床心理士
- 法律相談
有志弁護士・司法書士
- 医療相談
精神科医
- 内省
教誨師
- 少年相談
母親代わりに話を聞く制度
元少年友の会役員等
- 保護観察官面接
保護観察官
- 家庭裁判所調査官面接
家裁調査官



**在宅対象者への就労支援
(東京保護観察所主催)**

- パソコンセミナー(年2回、各5日)
(場所・パソコン当会提供)